

**第2次出雲市障がい者計画**  
[令和3年度(2021)～令和8年度(2026)]

**第6期出雲市障がい福祉計画**  
**第2期出雲市障がい児福祉計画**  
[令和3年度(2021)～令和5年度(2023)]

**～ぬくもりあふれる共生のまち いずも～**

**<案>**

**令和3年(2021)3月**

**出 雲 市**

## 目 次

<b>第1部 計画の策定にあたって</b>	1
1. はじめに	1
2. 社会情勢	2
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画期間	6
5. 計画の策定体制	6
(1) 出雲市障がい者施策推進協議会による検討	6
(2) 障がい者等のニーズ把握調査及び事業者実態調査の実施	6
(3) パブリックコメントの実施	6
6. 計画の推進に向けて	7
(1) 計画の推進体制	7
(2) 計画の進行管理	7
(3) 施策推進協議会の組織体制	8
7. 障がい者の状況及び現状分析	11
(1) 障がい者の状況	11
(2) 障がい種別の状況	12
(3) 障がい支援区分・障がい福祉サービス支給決定状況	17
<b>第2部 第2次出雲市障がい者計画</b>	18
<b>第1章 障がい者計画の基本方針</b>	18
1. 基本的な考え方	18
(1) 目標	18
(2) 方針	18
(3) 施策の体系	19
2. 前計画の進捗と評価	20
(1) 障がい児を支援するために連携する「教育との連携」	20
(2) 就労を支援する「就労場所を確保する」	21
(3) 地域移行を支援する「病院・施設から地域で暮らすための相談支援体制を強化する」	22
(4) 社会参加を支援する「社会参加の機会を増やす」	22
(5) 人材を育成する「地域の支援体制構築と人材の確保」	23
(6) 権利擁護、災害時支援「権利の擁護・虐待の防止、災害時の支援」	23
<b>第2章 障がい者計画の施策の方向</b>	25
1. 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進	25
(1) 障がい者差別の解消及び障がいに対する理解の推進	25
(2) 権利擁護の推進、虐待の防止	26
2. 地域生活の充実	27
(1) サービス基盤の整備	27
(2) 生活支援体制の整備	28
(3) 障がい児支援の充実	29
(4) 社会参加支援	30
3. 就労支援	31
(1) 障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進	31
4. 保健・医療、教育の充実	32
(1) 障がい者に対する適切な医療等の提供	32
(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	33
5. 生活環境、災害時支援	34
(1) バリアフリーの推進	34
(2) 防災、災害時や感染症に対応した支援の充実	35

<b>第3部 第6期出雲市障がい福祉計画</b>	36
<b>第1章 基本的事項</b>	36
1. 前計画の進捗と評価	36
2. 基本方針	36
(1) 自己決定権の尊重と意思決定の支援	36
(2) 必要なサービス提供体制の整備	36
3. サービス見込量等設定の考え方	37
<b>第2章 具体的な施策と成果目標</b>	38
1. 地域における生活の維持及び継続の推進	38
(1) 地域生活支援拠点の機能の充実	38
(2) 入所等からの地域移行に向けての体制確保	39
2. 福祉施設から一般就労への移行	40
(1) 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進	40
(2) 就労定着支援事業の利用促進	41
(3) 農福連携の更なる推進と理解促進等	42
3. 共生社会の実現に向けた取組	42
(1) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援	42
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	42
(3) 地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援	43
(4) 発達障がい者等支援の一層の充実	44
(5) 多文化共生社会の実現に向けた取組	44
4. 障がい者の社会参加を支える取組	45
(1) 障がい者による文化芸術活動・スポーツ活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備推進	45
5. 相談支援体制の充実・強化等	45
(1) 相談支援体制の充実・強化等	45
6. 障がい福祉サービス等の質の向上	46
(1) 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上	47
(2) 障がい福祉人材の確保	47
(3) サービス給付の適正化	47
<b>第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画</b>	48
1. 障がい福祉サービスの達成状況と目標	48
(1) 訪問系(居宅介護等)	48
(2) 日中活動系(生活介護、自立訓練等、就労移行、就労継続支援、就労定着支援)	49
(3) 居住系(共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助)	58
(4) 相談支援	61
2. 地域生活支援事業の達成状況と目標	64
(1) 理解促進研修・啓発事業	64
(2) 自発的活動支援事業	64
(3) 相談支援事業	65
(4) 成年後見制度利用支援事業	66
(5) 意思疎通支援事業	68
(6) 日常生活用具給付事業	69
(7) 移動支援事業	70
(8) 地域活動支援センター	71
(9) 訪問入浴事業	72
(10) 日中一時支援事業	74
(11) 重度訪問介護利用者大学修学支援事業	74
(12) 職親委託事業	75
(13) 身体障がい者自動車改造費助成事業	75
(14) 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業	76
3. 出雲市独自のサービスの達成状況と目標	77

(1) 手話普及推進条例 .....	77
(2) 障がい者福祉タクシー .....	78
(3) 腎臓機能障がい者通院費助成事業 .....	80
(4) 自立支援医療費助成事業 .....	81
(5) 障がい者福祉施設整備費補助.....	81
<b>第4部 第2期出雲市障がい児福祉計画.....</b>	<b>82</b>
<b>第1章 基本的事項.....</b>	<b>82</b>
1. 前計画の進捗と評価 .....	82
2. 基本方針 .....	82
3. サービス見込量等設定の考え方 .....	82
<b>第2章 具体的な施策と成果目標.....</b>	<b>83</b>
1. 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備.....	83
(1) 児童発達支援センターの機能強化 .....	83
(2) 保育所等訪問支援の地域支援体制の整備 .....	83
(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の確保 .....	84
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携 .....	84
(5) 保育、教育、保健医療、就労支援等の関係機関と連携した支援 .....	85
(6) 障がい児相談支援の提供体制の確保、整備 .....	86
<b>第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画 .....</b>	<b>87</b>
1. 障がい児通所支援の達成状況と目標.....	87
(1) 障がい児通所支援 .....	87
(2) 障がい児相談支援 .....	91
<b>資料編 .....</b>	<b>92</b>
1. 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿 .....	92
2. 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例 .....	93
3. 計画の審議経過 .....	94
4. 出雲市福祉のまちづくり条例 .....	95
5. 出雲市手話の普及の推進に関する条例 .....	100
6. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図及び活動 .....	102
(1) 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図 .....	102
(2) 運営会議、専門部会等の活動 .....	103
7. 障がい者の状況等 .....	108
8. アンケート集計結果概要 .....	111
(1) 地域生活支援拠点整備に係る結果 .....	111
(2) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業に係る結果 .....	114
9. 障がい福祉サービスの種類と内容 .....	121
10. 地域生活支援事業の種類と内容 .....	123
11. 計画見込数値(島根県報告数値) .....	125
(1) 成果目標 .....	125
(2) 活動指標 .....	126
(3) 各種サービスの計画目標 .....	129
12. 障がい福祉サービス給付費の推移 .....	131
13. 出雲市相談支援事業所一覧 .....	132

## 本計画の構成について

本計画は、障がい福祉に関する3つの計画を一体的なものとして取り組んでいくことから、3つの計画を1つにまとめて策定しています。構成は下記のとおりです。

第1部 計画の策定にあたって

第2部 第2次出雲市障がい者計画

【計画期間：令和3年度(2021)～令和8年度(2026)】

第3部 第6期出雲市障がい福祉計画

第4部 第2期出雲市障がい児福祉計画

【計画期間：令和3年度(2021)～令和5年度(2023)】

## 出雲市における「障害」の表記について

出雲市では、平成20年(2008)9月1日から、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が「人」や「人の状況・状態」を表す場合は、「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本計画においても、この取扱いによりひらがな表記とすることを原則としています。

なお、法令条例等や、団体、施設の名称等の固有名詞は、従来どおり「障害」と表記しています。

## 本計画における「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」については、「障害者基本法」(昭和25年5月21日法律第84号)第2条の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁<sup>注</sup>により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとします。

なお、「障がい者」には18歳未満の障がいのある児童を含みます。(ただし、障がいのある18歳未満の児童のみを指す場合は「障がい児」と表記しています。)

(注)社会的障壁とは

障がい者にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとすることを言う。